

要項の内容は変更となることがあります。変更が生じた場合には、福井大学 HP (https://www.u-fukui.ac.jp/user_local/lifelong/syakaikyoiku/) でお知らせします。

令和3年度 福井大学社会教育主事講習（一部科目指定講習） 実施要項

1. 目的

この講習は、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき実施するもので、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とする。

なお、講習修了者は「社会教育士」と称することができます。

2. 実施機関 国立大学法人 福井大学

3. 開催期間 令和3年7月31日（土）～令和3年8月9日（月）

4. 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する方のうち、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者
詳細は、別紙資料「社会教育主事講習の受講資格について」を確認してください。

5. 定員

30名 【福井会場】15名 【石川会場】10名 【富山会場】5名
※受講申込の際に希望する会場を選択してください。ただし、希望状況によっては希望通りにならない場合もあります。
※受講希望者数が定員を上回った場合、受講者を選定します。受講者選定の取扱いについては、「10. 受講者の決定及び通知」を参照してください。

6. 実施場所

【福井会場】福井大学 文京キャンパス 総合研究棟Ⅰ 13階 大会議室
(〒910-8507 福井県福井市文京3丁目9番1号)

【石川会場】石川県庁
(〒920-0861 石川県金沢市鞍月1丁目1番地)
長土壙青少年交流センター
(〒920-0865 石川県金沢市長町3丁目3番3号)
※日によって会場が異なります。詳細については別紙1をご覧ください。

【富山会場】富山大学 五福キャンパス 共通教育棟B棟
(〒930-8555 富山県富山市五福3190番地)

※受講会場に関わらず、本講習に係る問合せ・ご連絡は福井大学教務課（0776-27-8643）までにお願いいたします。

7. 開設科目及び単位

社会教育主事講習等規程第3条で定める科目のうち、2科目4単位を開設します。

「生涯学習支援論」 2単位

「社会教育経営論」 2 単位

詳しい日程、講義内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師予定者の職氏名等については、別表 1 をご覧ください。

8. 講習科目の代替申請

社会教育主事講習等規程第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目的単位として認定を希望する方は、社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式 4）に修得済みの単位を証明できる書類（単位修得証明書）を添えて提出してください。

ただし、受講申し込み時点で未修得の単位については認定できません。

9. 受講申込方法及び提出期限

(1) 提出書類

① 受講申込書（様式 1）

※特に、「E-mail アドレス」は、講習の各種連絡、資料の送付等に使用することがありますので、必ず、常に確認できる E-mail アドレスを記載してください。

② 受講資格を証明する書類

（卒業又は修了証明書（卒業又は修了証書の写し可）、教育職員免許状の写し、所属長の勤務証明書（様式 2）等。社会教育主事講習等規程第 2 条の各号のうち、該当するものののみでよい）

（注）卒業又は修了証書、教育職員免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

③ 履歴書（様式 3）

④ 「社会教育主事講習修了証書」の写し、又は「社会教育主事講習修了証明書」もしくは、「単位修得証明書」（大学が作成する様式）

（注）修了証書の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

⑤ 戸籍抄本（※各証明書等に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ）

⑥ 返信用封筒 3通（角形 2 号）

※受講決定通知書送付用として 140 円分切手、講習修了証書送付用として 460 円分切手（簡易書留利用のため）、講習報告書送付用として 390 円分切手をそれぞれ貼付の上、宛名を明記すること。

⑦ 福井会場・自家用車利用申請書（※福井会場受講でやむを得ず自家用車を利用する方のみ）

(2) 分割受講

本講習では、科目ごとの分割受講のほか、複数年度にわたる分割受講を認めています。

ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

分割受講を希望される方は、受講申し込み書の受講希望欄に、本年度受講希望科目のみに○印をつけ、分割受講希望と括弧書きでご記入ください。

受講申込者は、必要な書類を整え、**6月14日（月）まで**に、勤務地又は居住地の都道府県教育委員会に提出してください。都道府県教育委員会は、申請書類により受講資格の有無を審査の

上、とりまとめ受講申込者名簿を添えて、**6月23日（水）まで**に下記あて送付してください。

提出先：福井大学 学務部教務課 教務（教育・国際地域）・教員免許担当
〒910-8507 福井県福井市文京3丁目9番1号

10. 受講者の決定及び通知

福井大学が運営委員会の意見を基に受講者を選定し、その結果を、推薦のあった都道府県教育委員会及び受講者本人に通知します（7月初旬）。

なお、受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、以下の順に規定されている職についているものを優先することとします。

※受講者の決定に必要な書類等で不備がある場合、選考対象から除外することがあります。

- ① 都道府県市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員
- ② 都道府県市町村の職員
- ③ 「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関する事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28 文部省告示第148号）」に規定されている職についている者

11. 受講者の集合日時及び場所

集合日時、場所については、受講許可書の送付と併せてご案内いたします。

また、各会場とも、ノートPC又はタブレット（キーボードつき）が必要ですので、必ず持参してください。

12. 受講に要する経費

受講料は徴収しません。ただし、受講に関する経費（交通費、食費、宿泊費等）は、受講者の負担とします。

13. 講習期間中の交通手段について

① 福井会場で受講する方

来学は、なるべく公共交通機関を利用して下さい。やむを得ない理由により自家用車で入構したい場合は、別紙「福井会場・自家用車利用申請書」に必要事項を記入し、受講申込書類と併せて提出してください。

② 石川会場で受講する方

各会場とも駐車場はありますが、なるべく公共交通機関を利用して下さい。

③ 富山会場で受講する方

受講者の駐車スペースはありませんので、公共交通機関を利用して下さい。自動車及びバイクで来学の必要がある場合は、近隣の有料駐車場を利用してください。

14. 修了証書の授与

社会教育主事講習等規程第3条に定める単位（8単位）を修得した方に対し、同規程第8条により福井大学長が修了証書を授与します。併せて、講習修了者は「社会教育士」の称号が得

られます。

15. 宿泊について

宿泊の斡旋は行いません。

16. 個人情報の取扱について

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用します。

- (1) 福井大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 都道府県等教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

17. その他注意事項

- ・要項、日程等の内容は今後変更となることがあります。変更が生じた場合には、本学ホームページ（https://www.u-fukui.ac.jp/user_local/lifelong/syakaikyoiku/）にて案内します。
- ・新型コロナウイルス感染予防対策として、講習中は必ずマスクを着用してください。
- ・講習受講前（2週間）及び講習期間中の感染拡大地域との往来は控えてください。
- ・今後の感染拡大状況によっては、講習がZoom等のビデオ会議アプリを利用した、非対面式での講義・演習になることや、講習日程が変更となる可能性があります。

令和3年度福井大学社会教育主事講習 運営委員会事務局

福井大学教務課 教務（教育・国際地域）・教員免許担当

〒910-8507 福井県福井市文京3丁目9番1号

TEL：(0776) 27-8643

FAX：(0776) 27-8519

E-mail：kyoumu-ehs@ml.u-fukui.ac.jp

社会教育主事講習の受講資格について

社会教育主事講習等規程により およそ下記のように規定されています。

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
(注 1 イ:社会教育主事補 ロ:社会教育主事補と同等以上の職)

ロに規定された社会教育主事補の職と同等以上の職(注 2)

○地方公共団体の教育委員会・社会教育施設・社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

○司書・学芸員

ハに規定する社会教育に係る業務(注 3)

地方公共団体の教育委員会・社会教育施設・社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者

下記のような教職員(注 4)

学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師(常時勤務する者に限る。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員(常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。)及び学校栄養職員

(注 2)～(注 4)は下記の告示より補足

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に關係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定

(平成八年八月二八日文部省告示第一四八号)

同告示の本文は 2～4 頁に再録。

[参考資料]

①社会教育主事となる資格を有するもの(社会教育法第9条)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したものの

②社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定(平成八年八月二八日文部省告示第一四八号)

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育に関する職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

- 一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1.文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2.地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 3.学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4.社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5.図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条に規定する司書の職
- 6.博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条第四項に規定する学芸員の職

7.社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職であつて、文部科学大臣が一の 1 から一の 3 に掲げる職に相当すると認めた職

8.その他文部科学大臣が一の 1 から一の 7 までに規定する職と同等以上と認めた職

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に關係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1.国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2.地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3.大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 4.社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 5.社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 6.独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動
- 7.その他文部科学大臣が二の 1 から二の 6 までに規定する業務と同等以上と認めた業務

三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- 1.学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師(常時勤務する者に限る。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員(常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- 2.学校教育法第百二十四条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- 3.少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十四条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- 4.その他文部科学大臣が三の 1 から三の 3 までに規定する職と同等以上と認めた職

附則

1.この告示は、平成九年四月一日から適用する。

2.社会教育に關係のある職及び教育に関する職の指定(昭和三十四年文部省告示第五十三号。以下「旧告示」という。)は、平成九年三月三十一日をもって廃止する。

3.旧告示により指定されていた職にあった者は、この告示により指定された職にあったものとみなす。

附則〔平成一二・一二・一一・文部省告示第一ハ一号抄〕

(施行期日)

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に第二十三の規定による改正前の文部省告示第百四十八号一の 1 若しくは 2 又は二の 3 に定める職にあった者は、第二十三の規定による改正後の文部省告示第百四十八号一の 1 若しくは 2 又は二の 3 に定める職にあった者とみなす。

附則〔平成一三・八・三〇・文部科学省告示第一四六号〕

1.この告示は、公布の日から施行し、平成十三年七月十一日から適用する。

2.平成十四年三月三十一日までの間においては、三の1中「寄宿舎指導員」とあるのは「寮母」とする。

附則〔平成一八・五・二九・文部科学省告示第六八号〕

1.この告示は、公布の日から施行する。ただし、三の1の改正規定中「助教授」を「准教授、助教」に改める部分は、平成十九年四月一日から施行する。

2.この告示の施行前に改正前の平成八年文部省告示第百四十八号の一若しくは三の1に定める職にあった者又は二の1若しくは4に定める業務に従事した者は、改正後の平成八年文部省告示第百四十八号の一若しくは三の1に定める職にあった者又は二の1若しくは4に定める業務に従事した者とみなす。

附則〔平成一九・三・三〇・文部科学省告示第四七号〕

1.この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

2.この告示の施行前に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所の職にあった者又は独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所において二の1に掲げる業務に従事した者は、改正後の平成八年文部省告示第百四十八号の一に定める職にあった者又は二の1に定める業務に従事した者とみなす。

附則〔平成二〇・六・十一・文部科学省告示第八九号〕

1.この告示は、社会教育法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十九号)の施行の日(平成二十年六月十一日)から実施する。

③社会教育主事講習等規程

平成三十年二月二十八日公布(平成三十年文部科学省令第五号)改正

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の五第二項及び社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号)附則第二項の規定に基き、社会教育主事講習等規程を次のように定める。

第一章 社会教育主事の講習

(趣旨)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第九条の五に規定する社会教育主事の講習(この章中以下「講習」という。)については、この章の定めるところによる。

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

(受講申込)

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。(科目的単位)

第三条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目 単位数

生涯学習概論 二

生涯学習支援論 二

社会教育経営論 二

社会教育演習 二

第四条 削除

第五条 削除

(単位の計算方法)

第六条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条第一項第三号に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

第七条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目的単位を修得している場合には、その単位修得をもつて同条の規定により受講者が修得すべき科目的単位を修得したものと認定することができる。
- 3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目的履修に相当するものを行つている場合には、当該学修を当該科目的履修とみなし、当該科目的単位の認定をすることができる。

(修了証書の授与)

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

(講習の委嘱)

第八条の二 法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適當と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第二章 準ずる学校

第十条 改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大正七年文部省令第三号第二条第二号により指定した学校
- 二 旧臨時教員養成所官制(明治三十五年勅令第百号)の規定による臨時教員養成所
- 三 その他文部科学大臣が短期大学と同程度以上と認めた学校

第三章 社会教育に関する科目的単位

第十一条 法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目的単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	四
生涯学習支援論	四
社会教育経営論	四
社会教育特講	八
社会教育実習	一
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	三

- 2 前項の規定により修得すべき科目的単位のうち、すでに大学において修得した科目的単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目的単位に替えることができる。
- 3 第一項の規定により修得すべき科目的単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

(別紙1)

令和3年度社会教育主事講習（石川会場）実施会場一覧

科目名	日程	会場
生涯学習支援論	7月31日（土）	長土壠青少年交流センター 学習室1
	8月1日（日）	長土壠青少年交流センター 学習室1
	8月2日（月）	石川県庁 1101
社会教育経営論	8月6日（金）	石川県庁 1101
	8月8日（日）	長土壠青少年交流センター 学習室1
	8月9日（月）	長土壠青少年交流センター 学習室1

※各会場とも、入室は午前8時半以降となります。

(別表1)

令和3年度 社会教育主事講習(一部科目指定講習) 日程表

科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法		
生涯学習支援論	2	7/31 (土)	9:00-10:30	1.5	オリエンテーション: 協働の学び・協働活動の ファシリテーション・コーディネーションへの問い合わせ	柳沢昌一(福井大学教授), 入江直子(神奈川大学名誉教授), 村田晶子(早稲田大学教授)	講義		
			10:40-12:10	1.5	三つの種: 学びの経験をふり返り共有し協働の 学びへの展望を開く		演習		
			13:00-14:30	1.5	社会教育において求められる学習のあり方と そのためのファシリテーション・コーディネーション		講義・演習		
			14:40-16:10	1.5	協働の学びの実践例を取り上げそれを支える ファシリテーション・コーディネーションを探る		演習		
			16:20-17:50	1.5	協働の学びの展開を比較検討し、それを支え る多様なファシリテーション・コーディネーション を学ぶ		講義・演習		
		8/1 (日)	9:00-10:30	1.5	協働の学びを支える互いの経験をふり返り照 らし合う	半原芳子(福井大学准教授), 入江直子(神奈川大学名誉教授), 村田晶子(早稲田大学教授)	講義・演習		
			10:40-12:10	1.5	長期的な協働学習展開とそのコミュニティの コーディネーションを探る①協働学習の立ち上 げとそのファシリテーション・コーディネーション		講義・演習		
			13:00-14:30	1.5	長期的な学習展開とそのコミュニティのコー ディネーションを探る②協働学習の持続的展開 とそのコーディネーション		講義・演習		
			14:40-16:10	1.5	長期的な学習展開とそのコミュニティのコー ディネーションを探る③協働学習とそのコミュニ ティの変革期を支えるコーディネーション		講義・演習		
			16:20-17:50	1.5	長期的な学習展開とそのコミュニティのコー ディネーションを探る④複数の協働学習コミュ ニティを結ぶコーディネーション		講義・演習		
		8/2 (月)	9:00-10:30	1.5	協働学習コミュニティの発展過程とそれを支え るファシリテーション・コーディネーションの分 析・整理	前田健志((同)楽しい学校コンサルタントSecond代表), 入江直子(神奈川大学名誉教授), 村田晶子(早稲田大学教授)	講義・演習		
			10:40-12:10	1.5	協働学習コミュニティとそのファシリテーション・ コーディネーションの評価		講義・演習		
			13:00-14:30	1.5	協働学習コミュニティを支えるファシリテー ター・コーディネーターの力量形成		講義・演習		
			14:40-16:10	1.5	協働学習コミュニティを支える組織・制度		講義・演習		
			16:20-17:50	1.5	協働学習の展開とそのコミュニティを支えるファ シリテーション・コーディネーションをめぐる総合 的省察とその共有		演習		
小計				22.5					
科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法		
社会教育経営論	2	8/6 (金)	9:00-10:30	1.5	社会教育行政・施設の組織とそのマネジメン ト: アプローチの意味と課題	柳沢昌一(福井大学教授), 三田村彰(福井大学特任教授), 水野篤夫(立命館大学客員教授), 内田光俊(岡山市立西大寺公民館長)	講義		
			10:40-12:10	1.5	社会教育行政・施設の組織とそのマネジメント の基本的課題		演習		
			13:00-14:30	1.5	社会教育行政・組織のマネジメント: 目標・組 織・評価と組織発展展望		講義・演習		
			14:40-16:10	1.5	地域活性化とそれを支える社会教育行政の役 割		演習		
			16:20-17:50	1.5	経営戦略における「計画」と「予算」		講義・演習		
		8/8 (日)	9:00-10:30	1.5	生涯学習・社会教育を支える基盤組織のマネ ジメント実践事例研究: その視点と方法	柳沢昌一(福井大学教授), 水野篤夫(立命館大学客員教授), 内田光俊(岡山市立西大寺公民館長)	講義・演習		
			10:40-12:10	1.5	学習組織展開のための基盤組織の目的と機 能: 学習課題の把握と広報戦略		講義・演習		
			13:00-14:30	1.5	地域活性化のための社会教育行政・施設の具 体的方策に關わり具体的な経営計画作りを進 める①現状把握と目的設定		講義・演習		
			14:40-16:10	1.5	地域活性化のための社会教育行政・施設の具 体的方策に關わり具体的な経営計画作りを進 める②長期的な展開計画と短期的な活動計画		講義・演習		
			16:20-17:50	1.5	地域活性化のための社会教育行政・施設の具 体的方策に關わり具体的な経営計画作りを進 める③人的組織とそのマネジメントに關わる見 積もり		講義・演習		
		8/9 (月)	9:00-10:30	1.5	地域活性化のための社会教育行政・施設の具 体的方策に關わり具体的な経営計画作りを進 める④予算資金の計画	柳沢昌一(福井大学教授), 三田村彰(福井大学特任教授), 前田健志((同)楽しい学校コンサルタントSecond代表)	講義・演習		
			10:40-12:10	1.5	地域活性化のための社会教育行政・施設の具 体的方策に關わり具体的な経営計画作りを進 める⑤取り組みの評価とその組織化		講義・演習		
			13:00-14:30	1.5	社会教育マネジメント事例研究の総合的省察		講義・演習		
			14:40-16:10	1.5	社会教育マネジメント事例研究の比較研究		講義・演習		
			16:20-17:50	1.5	社会教育マネジメント事例研究の共有		演習		
小計				22.5					
総 計				45.0					

(様式 1)

社会教育主事講習（一部科目指定講習）受講申込書

令和 年 月 日

国立大学法人 福井大学長 殿

氏名

令和3年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏名			生年月日	大・昭・平 年 月 日 (西暦 年)	満 歳	
現住所	(〒) 連絡先 (TEL) / 緊急時連絡先 (TEL) (E-mail :)					
※講習の各種連絡、資料の送付等は上記のE-mailアドレス宛に送付することがあります。 <u>常に確認できるアドレスを記載</u> してください。						
所属先	名 称	(勤務先 :)				
	職 名			常勤・非常勤の別		
	所 在 地	(〒)				
	連 絡 先	TEL				
受講希望科目 ※受講希望欄に○印を すること。	科 目		单 位	受 講 希 望 欄		
	生涯学習支援論		2			
	社会教育経営論		2			
希望する受講会場 (希望に○印をすること)			1. 福井会場 2. 石川会場 3. 富山会場			
単位修得の認定を受けた科目及び単位			単位修得の認定を希望する科目及び単位			
受講資格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当					
最終学歴						
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 月 (年 カ月)					
	自 年 月 至 月 (年 カ月)					
	自 年 月 至 月 (年 カ月)					
	自 年 月 至 月 (年 カ月)					

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例：(株)○○会社 (勤務先：○○図書館)

(備 考)

- 1 単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。
- 2 単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位（様式4の表第3欄に記載するもの）を記入すること。
- 3 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。

(様式 2)

勤務証明書

氏名

生年月日

上記の者は本

に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期間	職名	職務内容
自 年 月 至 年 月(年 カ月)		
自 年 月 至 年 月(年 カ月)		
自 年 月 至 年 月(年 カ月)		

令和 3 年 月 日

所属長氏名

印

注意

- 1 職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。
- 2 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 3 この証明書は、規程第2条の第3, 第4, 第5号該当者のみ添付すること。

(様式 3)

履歷書

令和3年5月31日現在

ふりがな	性別
氏名	男・女
生年月日	大昭平 年(西暦) 年(満歳) 月 日

写真をはる位置

- 縦 40~46 mm
横 30~35 mm
 - 本人単身胸から上
 - 裏面のりづけ

福井大学

(様式 4)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人 福井大学長 殿

氏 名

記

1 氏名		生年月日	
2 住 所	〒()		
3 認定を希望する科目及び単位数			
4 申 請 事 由 及 び 適 用 条 件			
5 備 考			

(様式 5)

単位修得証明書

学部・学科等

氏名

生年月日

年月日

上記の者は、社会教育主事となるため修得すべき科目並びに単位を下記のとおり修得していることを証明します。

記

省令科目		大学開設科目	
科目	単位数	学部該当科目	単位数
生涯学習概論	4		
生涯学習支援論	4		
社会教育経営論	4		
社会教育演習	3		

令和 年 月 日

証明者

印

(様式 6)

自家用車入構にかかる申請書（福井会場）

社会教育主事講習受講のために自動車での入構を希望する方は、必ず本書類を提出してください。

項目	記入欄
氏名	
車種	(例) スバル インプレッサ
車番	(例) 福井 500 あ 99-99
色	

※日によって車が異なる場合、①、②と区別して枠の中に全て記載してください。